十三　減税補填債償還費	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十一年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	六〇
十四　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から令和元年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	六一
十五　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	平成二十三年度から令和元年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	一〇三
十六　国土強靱化施策債償還費	令和元年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	一

別表第二道府県の項中「九、〇七〇」を「九、一五〇」に、「一、一二〇、〇〇〇」を「一、一一一、〇〇〇」に改め、同表市町村の項中「一七、一〇〇」を「一七、八〇〇」に、「二、三二〇、〇〇〇」を「二、二四四、〇〇〇」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第二条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「令和元年度」を「令和二年度」に、「三十一兆二千百二十二億九千五百四十万八千円」を「三十兆七千百二十二億九千五百四十万八千円」に、「令和二年度から」を「令和三年度から」に改め、同項の表中「令和二年度

五千億円」を削る。

附則第五条中「令和元年度」を「令和二年度」に改める。

附則第九条第一項中「令和元年度」を「令和二年度」に改め、「及び第三号」を削り、「百七十二億円」を「二千五百億円」に、「同条第七号」を「同条第六号」に改め、同条第二項中「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同条第三項中「令和二年度から」を「令和三年度から」に、「、令和二年度」を「、令和三年度」に改め、「の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし、令和三年度にあっては同項」を削り、「第三号」を「第二号」に、「第四号」を「第三号」に、「第五号」を「第四号」に改め、同項第一号の表中「令和二年度

二千五百三十三億円」を削り、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

（地方財政法の一部改正）

第三条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の二中「平成三十二年度」を「令和七年度」に改める。

第三十三条の五の二の見出し中「平成二十九年度から平成三十一年度まで」を「令和二年度から令和四年度まで」に改め、同条第一項中「平成二十九年度から平成三十一年度まで」を「令和二年度から令和四年度まで」に、「附則第六条の二第一項」を「附則第六条第一項」に改める。

第三十三条の五の五中「平成三十七年度」を「令和七年度」に改める。

第三十三条の六中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

第三十三条の五の十の次に次の一条を加える。

（河川等におけるしゆんせつ等に係る地方債の特例）

第三十三条の五の十一　地方公共団体は、令和二年度から令和六年度までの間に限り、河川（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川（同法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。）及び同法第百条の二第一項に規定する普通河川をいう。）、ダム（同法第三条第二項に規定する河川管理施設であるダムをいう。）、砂防設備（砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備をいう。）及び治山事業（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の十五第四項第四号に規定する治山事業をいう。）により設置された施設において実施されるしゆんせつ及び樹木の伐採（以下この条において「河川等におけるしゆんせつ等」という。）に係る事業であつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における河川等におけるしゆんせつ等に関する計画に基づいて行われるものに要する経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができる。

第三十三条の八第一項及び第三十三条の八の二第二項中「平成三十七年度」を「令和七年度」に改める。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正）

第四条　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項から第四項まで、第三条の二及び第三条の三中「平成三十一年度及び平成三十二年度」を「令和元年度及び令和二年度」に改める。

第五条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

（交付すべき額の算定に錯誤があった場合の措置）

第七条の二　総務大臣は、地方特例交付金を各都道府県及び各市町村に交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があったため、交付した額を増加し、又は減少する必要が生じたときは、総務省令で定めるところにより、当該増加し、又は減少すべき額を、錯誤があったことを発見した日以後初めて第四条第一項の規定により決定し、又は変更する額に加算し、又はこれから減額した額をもつて各都道府県及び各市町村に交付すべき額とするものとする。